

庄原市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推進委員) 公募のご案内

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会に農地の利用の最適化の推進を職務とする農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を新たに設置することになりました。

庄原市農業委員会では平成 29 年 7 月 20 日以降の新体制から推進委員を設置しますのでつぎのとおり推進委員を募集します。

1 推進委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数
50人（農業委員会が定めた地区ごとに募集）
- (2) 募集地区
別表のとおり
- (3) 任期
平成29年7月20日から平成32年7月19日
- (4) 身分
庄原市特別職の非常勤職員
- (5) 報酬
月額 25,200 円（※報酬から源泉徴収分を差し引いた金額が支給されます。）

2 主な業務

- (1) 毎月1回程度の会議等への出席
- (2) 農地等の利用の最適化の推進
 - ①農地等の集積・集約化
 - ②耕作放棄地の発生防止・解消
 - ③新規参入の促進
- (3) 農地パトロール（農地利用状況調査）
- (4) 農業者の意向確認など調査活動
- (5) 研修会等の自己研さん

※業務は、主に今回応募される地区を担当します。

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 募集方法

- (1) 農業者、その他の関係者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体、その他の関係団体からの推薦
- (3) 個人による応募

6 推薦の手続

推進委員を推薦しようとする農業者、その他の関係者又は農業者が組織する団体、その他の関係団体は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市農業委員会事務局・各支所（農業委員会出張所）へ提出してください。（ファックス、電子メールなどの申込はできません。）

- ・農業者、その他の関係者が推薦する場合
……様式第1号 庄原市農地利用最適化推進委員 推薦申込書（個人推薦用）
- ・農業者が組織する団体、その他の関係団体が推薦する場合
……様式第2号 庄原市農地利用最適化推進委員 推薦申込書（団体推薦用）

7 個人による応募の手続

推進委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は書留郵便により、庄原市農業委員会事務局・各支所（農業委員会出張所）へ提出してください。（ファックス、電子メールなどの申込はできません。）

- ・個人により応募する場合
……様式第3号 庄原市農地利用最適化推進委員 応募申込書

8 推薦・応募の受付期間

平成29年4月11日（火）から平成29年5月8日（月）まで【必着】

- ・申込書を持参される場合は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ・郵送の場合は、書留とし、平成29年5月8日（月）午後5時15分必着とします。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、庄原市ホームページからダウンロードできます。また、つぎの窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。募集案内及び申込書の配布は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

- ・庄原市農業委員会事務局（庄原市役所本庁舎4階）
- ・各支所 農業委員会出張所
- ・庄原市企画振興部農業振興課（庄原市役所本庁舎4階）

10 選考方法

庄原市農業委員会において、募集要件を満たしているかなどについて選考を行います。

1 1 申込者等に関する情報の公表及び選考結果の通知

推薦・応募された内容は、一部を除き募集期間中及び募集終了後に庄原市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

(公表内容)

- (1) 推薦又は応募する地区
 - (2) 推薦をする者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
 - (3) 推薦をする者(団体)の名称、目的、代表者又は管理者の指名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
 - (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
 - (5) 推薦又は応募の理由
 - (6) 推薦をする者が推薦を受けるものを庄原市農業委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が庄原市農業委員に応募しているか否かの別
- 選考結果については、本人に通知します。

1 2 農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、庄原市農業委員会が委嘱します。

1 3 その他

- (1) 推進委員と農業委員に同時に推薦、応募することはできますが、重複して委嘱又は任命することはありません。
- (2) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。

1 4 申込の提出先・問合せ先

申込書の提出先はつぎのとおりです。

【本庁】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1
庄原市農業委員会事務局(市役所本庁舎4階) 電話0824-73-1133

【各支所内 農業委員会出張所】

〒729-5792 庄原市西城町大佐737番地3 庄原市西城支所 西城出張所(電話0824-82-2181)	〒727-0402 庄原市高野町新市1171番地1 庄原市高野支所 高野出張所(電話0824-86-2113)
〒729-5121 庄原市東城町川東1775番地 庄原市東城支所 東城出張所(電話08477-2-5008)	〒727-0301 庄原市比和町比和1119番地1 庄原市比和支所 比和出張所(電話0824-85-3003)
〒728-0502 庄原市口和町向泉942番地 庄原市口和支所 口和出張所(電話0824-87-2113)	〒729-3703 庄原市総領町下領家280番地1 庄原市総領支所 総領出張所(電話0824-88-3065)

1 5 問合せ先

庄原市農業委員会事務局 電話0824-73-1133
又は 庄原市企画振興部農業振興課 電話0824-73-1131

別 表（推進委員の募集地区）

地 区	区 域	定数	地 区	区 域	定数
庄原1地区	西本町、中本町、東本町、本町、川手町、宮内町、永末町、大久保町	1人	東城3地区	内堀、小串、塩原、千鳥、小奴可、加谷	3人
庄原2地区	高町下（寺川から植松）※、小用町	1人	東城4地区	粟田、竹森	2人
庄原3地区	高町上（正本から高取）※、川西町	1人	東城5地区	久代、新免、三坂	2人
庄原4地区	峰田町、春田町	1人	東城6地区	帝釈宇山、帝釈始終、帝釈末渡、帝釈山中	2人
庄原5地区	本村町、上谷町	1人	口和1地区	永田、湯木	2人
庄原6地区	新庄町、是松町、高門町	1人	口和2地区	向泉、宮内	2人
庄原7地区	実留町、一木町、板橋町	1人	口和3地区	大月、竹地谷	1人
庄原8地区	上原町、七塚町、田原町、市町	1人	口和4地区	金田、常定	1人
庄原9地区	三日市町、戸郷町、掛田町	1人	高野1地区	上湯川、下湯川、南	1人
庄原10地区	本郷町、殿垣内町、平和町、高茂町、水越町	1人	高野2地区	新市	1人
庄原11地区	山内町、木戸町、尾引町	1人	高野3地区	和南原	1人
庄原12地区	川北町	1人	高野4地区	奥門田、中門田	1人
庄原13地区	濁川町、門田町	1人	高野5地区	岡大内、下門田	1人
西城1地区	中野、大屋、中迫	1人	高野6地区	上里原、高暮	1人
西城2地区	大佐、八鳥	1人	比和1地区	比和(比和谷を除く)、森脇、三河内の越原	1人
西城3地区	熊野、油木、福山、大原、今西	1人	比和2地区	古頃、木屋原(元常を除く)	1人
西城4地区	小鳥原、三坂、熊野の梶谷、高尾、奥八鳥	1人	比和3地区	三河内の絞り、小和田南、小和田東、小和田北	1人
西城5地区	栗、大戸、平子、入江、西城	1人	比和4地区	比和の比和谷、木屋原の元常、三河内の福田上・福田下	1人
東城1地区	戸宇、福代、東城、川東、川西	2人	総領地区	総領町全域	2人
東城2地区	川鳥、保田、受原、菅、森、田黒	3人	地区数：39地区 全定数 50人		

※高町下と上は寺川を地区境としています。（寺川は河川名です。）

参考1 「農業委員会等に関する法律」の主な改正内容

1 農業委員会業務の重点化

「農地等の利用の最適化の推進」として、農業委員会が、農地流動化や農地の有効利用の推進に取り組んでいくことが義務付けられます。

2 農業委員の選出方法の変更

- ・現在の農業委員の任期満了（平成29年7月19日）以降は、農業委員の選出方法が、選挙制・選任制から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わります。
- ・農業委員の定数が現在の半分程度になります。
- ・認定農業者（認定農業者が少ない場合は準ずる者を含む場合あり）を委員の過半数とすること、農業委員会の事務に関して利害関係のない方を含めることが必要になります。また、年齢、性別等のバランスへの配慮が求められます。

3 農地利用最適化推進委員の新設

・「農地等の利用の最適化の推進」を強化するため、農業委員と連携して担当区域ごとに活動する農地利用最適化推進委員が新設されます。

☆推進委員の募集と同時に、「農業委員」の募集を行います。詳しくは、農業委員の募集案内をご覧ください。

参考2 農地利用最適化推進委員の選任の流れ

《農地利用最適化推進委員》



